

昭和二十八年十一月二日提出  
質 問 第 四 号

水道用石綿セメント管に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十八年十一月二日

提出者 庄 司 一 郎

衆議院議長 堤 康次郎殿

## 水道用石綿セメント管に関する質問主意書

- 一 わが国、現下の水道用石綿セメント管は、日本工業標準調査会の審議の結果、「日本工業規格」として
- イ セメントはポルトランド・セメントに規定するものを用いる。
- ロ 石綿は品質良好な精製品を用いること。
- ハ 有機質繊維、その他のものを用いてはならない。
- ニ 石綿とセメントの配合の割合は規定の重量を標準とする。  
等々のそれぞれの規格がある。  
しからば当局においては以上の規格を遵守させる指導、監督を実施されていると信ずるが如何。
- 二 しかるに、近時、石綿セメント管施工の水道工事中には応々、前述の規定に従わぬ不適格なものを購買、使用している市町村団体があると聞いているが、所管大臣の所見如何。

三 前記「二」の証拠としては東京都立工業奨励館長橋本宇一氏の「成績書」によれば例えば「秩父パイプ」の

ごときは

イ 有機質繊維が微量認められる。(T1)

ロ 有機繊維が微量認められる。(T2)

とあり、例え微量なりといえども許しがたきものと思われるが、所管大臣の御所見及び対策如何。

四 右質問者の念願は、目下、災害、水害等にて各地水道の補修、再建等の施工の多い場合、不適格なセメント管によつて爆発、あるいは破損等の起り得る可能性を可及的未前に防止するにある。

右質問する。